都市政策部 技術管理課

土木積算基準における諸経費率の改定について (お知らせ)

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保 のための適正な利潤が確保できるよう、国土交通省では平成30年4月1日から適用する積 算基準の改定を公表しました。

本市では、新潟県土木部と同様に平成30年4月1日から適用する土木工事等の積算基準において諸経費率等を改定しますのでお知らせします。

これに伴い、本市が発注する土木工事等の適用については、下記のとおりとします。

記

- 1 改定する積算図書
 - · 土木積算基準〔1一般土木〕第 I 編総則(平成29年10月30日以降適用)
 - · 土木積算基準〔1一般土木〕第Ⅱ編共通工(平成29年10月30日以降適用)
 - ・土木積算基準〔1一般土木〕市版(運用歩掛)(平成29年10月30日以降適用)
- 2 改定内容

詳細は別紙改定対照表を参照して下さい。

3 適用日

平成30年4月1日以降入札に係る公告及び通知する工事及び委託 から適用します。

> 問合せ先 新潟市 都市政策部 技術管理課 積算情報担当(電話 025-226-3081)